

## IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(有形固定資産)(1/2)

	日本基準	IFRS
測定基準	取得原価	取得原価モデル又は再評価モデル
減価償却方法	実務的には税法基準によっているケースが多い	資産の経済的便益の消費パターンを反映させる方法による
減価償却の耐用年数	実務的には法人税法の耐用年数が一般的に利用されている	次のいずれかが使用される <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 利用可能と予想される期間</li> <li>■ 当該資産から得られると予想される生産高又はこれに類似する単位数</li> </ul>
減価償却単位	実務的には法人税法の耐用年数区分に応じたもの	資産の重要な構成要素ごとに区別し、耐用年数、残存価額、減価償却方法により減価償却される
減価償却方法の変更	会計方針の変更に該当するものの、その変更については会計上の見積りの変更と同様に取扱い、遡及適用は行わない	会計上の見積りの変更として処理しなければならない

## IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(有形固定資産)(2/2)

	日本基準	IFRS
借入コストの資産化	不動産開発事業で一定要件を満たすもののみ資産化することができる	一定要件を満たすもの(適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入れコスト)は、資産の取得原価の一部として資産化される
資産除去債務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法律上の義務及びそれに準ずるものが対象である</li> <li>■ 将来キャッシュ・フローが増加した場合にのみ、割引率を見直す</li> </ul>	<p>資産除去債務の当初見積額は、有形固定資産の取得原価に含まれる。当該債務は、IAS37に従って認識及び測定される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法的債務だけでなく、推定的債務も対象である</li> <li>■ 割引率は每期見直し、現在の市場評価を反映する</li> </ul>
投資不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 公正価値モデルはない</li> <li>■ ただし、年度末の賃貸不動産の時価は開示しなければならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事後測定について、公正価値モデル又は原価モデルのいずれかを選択できる</li> <li>■ 公正価値モデルで測定する場合には、評価差額は純損益に計上する</li> <li>■ 原価モデルで測定する場合には、公正価値を注記する</li> </ul>